

国立大学法人京都大学教育研究評議会規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 研究科(地球環境学堂を含む。以下同じ。)の長</p> <p>(4) 研究科(次号に定めるものを除く。)の教授各2名</p> <p>(5) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科及び地球環境学堂の教授 各1名</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 高等教育研究開発推進センター、国際融合創造センター、フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター及び学術情報メディアセンターの長</p> <p>(8) 附属図書館長</p> <p>2 前項第4号及び第5号の評議員は、当該研究科の教授会の議に基づき、総長が指名する。</p> <p>3 第1項第4号及び第5号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 研究科長、地球環境学堂長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</p> <p>(4) 研究科(次号に定めるものを除く。)の教授各2名</p> <p>(5) } (同左)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) 高等教育研究開発推進センター、国際融合創造センター、フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、<u>地域研究統合情報センター</u>及び学術情報メディアセンターの長</p> <p>(8) (同左)</p> <p>2 前項第4号及び第5号の評議員は、当該研究科又は<u>地球環境学堂</u>の教授会の議に基づき、総長が指名する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>